

三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が発注する建設工事等及び建設業許可（以下「公共工事等」という。）に対する暴力団又は暴力団関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

二 入札参加資格者

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。）第4条の規定に基づき三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

三 県発注工事

三重県（三重県住宅供給公社、三重県土地開発公社及び三重県道路公社を含む。）三重県企業庁、三重県病院事業庁、三重県教育委員会及び三重県警察本部が発注する建設工事等をいう。

四 役員等

ア 法人にあっては、役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいう。

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。

ウ 個人にあっては、その者及び支配人をいう。

五 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

六 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。

七 暴力団関係者

暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。

八 暴力団員等

暴力団員及び暴力団関係者をいう。

九 暴力団関係法人等

暴力団及び暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

十 不当介入

県発注工事の契約相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。

(建設業許可からの排除)

第3条 知事は、建設業の許可を受けようとする者(許可の更新を受けようとする者を含み、個人の場合は、その者、支配人及び営業所の代表者、法人の場合は、役員、支配人及び営業所の代表者をいう。)が、現に暴力団の構成員であると認められるときは、建設業法第7条第3号に定める許可の基準に適合しないものとして適切な措置をとるものとする。

(関係官公庁等からの情報入手に伴う建設工事等の入札参加対象からの排除)

第4条 県土整備部長は、警察等関係行政機関以外の関係官公庁及びその他の機関から、入札参加資格者及びその役員等に関する情報を入手したときは、警察等関係行政機関に対して当該情報の確認を行うことができるものとする。

2 前項の確認の結果、入札参加資格者及びその役員等が別表-1に掲げるいずれかに該当すると確認されたときは、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づき適切な措置をとるものとする。

(警察等関係行政機関からの通報に伴う建設工事等の入札参加対象からの排除)

第5条 県土整備部長は、入札参加資格者及びその役員等が別表-1に掲げるいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報があるときは、前条第2項と同様の措置をとるものとする。

(建設工事等における資材購入等の排除)

第6条 受注者(下請けを含む。)は、別表-2に掲げる資材会社等の役員等又は中小企業団体及び中小企業等協同組合等の組合員が暴力団員等、暴力団又は暴力団関係法人等と認められるときは、その資材会社等から別表-3に掲げる資材を購入したり、別表-2に掲げる施設を使用してはならない。

2 県土整備部長は、前項の資材会社等に該当するとして警察等関係行政機関から通報があったときは、受注者に通知するとともに、当該事実を知りながら前項に違反すると認められるときは、第4条第2項と同様の措置をとるものとする。

(不当介入に対する措置)

第7条 発注機関の長は、受注者に対し、契約の履行に当たって暴力団員等による不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)及び発注機関に報告を行うことを義務付けるものとする。この義務付けのために特記仕様書に別表-4の項目を明示するものとする。

2 発注機関の長は、受注者から前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を県土整備部長に文書により通知するものとする。

3 県土整備部長は、前項の通知を受けたときは警察へ、警察への通報等を受けて警察からの通報又は発注機関への報告を怠り警察からの通報を受けたときは発注機関の長へ速やかにその内容を通知するとともに、受注者から同一の通報又は報告がなされているか確認するものとする。

4 発注機関の長は、前項の場合において、受注者からの報告がなされていないことが確認されたときは、県土整備部長に対し、受注者が発注機関への報告を怠った旨を文書により報告するものとする。

5 県土整備部長は、警察からの通報により、別表-1-1に該当すると認められるときは、第4条第2項と同様の措置をとるものとする。

- 6 受注者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の変更協議を行うときは、警察との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。
- 7 受注者が発注機関へ報告する際には必ず文書で行うものとする。

(情報管理)

第8条 当要綱を運用するに際し、得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに適正に管理しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱の第3条から第7条までに基づき措置をする場合の具体的な手続きについては、三重県県土整備部長と三重県警察本部刑事部長との間で別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

なお、第7条については、平成20年4月1日から施行する。

別表 - 1

- 1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団員等と認められる場合。
- 2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団員等を利用したと認められる場合。
- 3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- 4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合。
(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合である。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。)
- 5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
(社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結ぶことや、暴力団員等が開催するパーティ等その他の会合に招待する、あるいはされる若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
- 6 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等が、暴力団員等であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。

別表 - 1 - 1

- ・ 受注者がその契約の履行に当たり、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等又は発注機関への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められる場合。

別表 - 2【資材会社等】

【資材会社】

- ・個人が経営する会社等
- ・法人が経営する会社、商社等
- ・中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体、及び中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合
- ・その他、資材を販売する事業者、会社、組織等一切

【施設】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に定める産業廃棄物処理施設等

別表 - 3【資材】

【資材】

生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む）、土砂、コンクリート二次製品等

別表 - 4

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号）を受けた場合の措置について

- （1）受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- （2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- （3）受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。